

令和３年度第１回安城市介護保険・地域包括支援センター運営
協議会 次第

日時 令和３年７月３０日（金）

午後１時３０分から午後３時まで

場所 安城市役所本庁舎３階 第１０会議室

１ 福祉部長あいさつ

２ 辞令交付

３ 委員紹介

４ 会長選出

５ 会長あいさつ

６ 副会長指名

７ 議題

（１）あんジョイプラン８進捗総括について（報告）－資料１

（２）あんジョイプラン９の開始について（報告）－資料２

（３）介護保険制度改正点について（報告）－資料３

（４）令和２年度介護保険事業特別会計決算について（報告）－資料４

（５）令和２年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況につ
いて（報告）－資料５

（６）介護予防支援業務の一部委託について（承認）－資料６

８ 顧問講評

９ その他

（１）次回予定について

令和４年３月２５日（金）

令和３年度第２回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議
会及び第１回安城市地域包括ケア協議会

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

安城市地域包括ケア協議会委員名簿

委嘱期間 令和3年7月1日から3年間

区分	職名	氏名
学識経験者	安城市社会福祉協議会会長	神谷 明文
医療関係者	安城市医師会会長	清水 誠司
	安城市歯科医師会会長	竹内 利和
	安城市薬剤師会会長	服部 宏明
	安城更生病院事務部長	花井 彰
	八千代病院事務長	山口 久代
福祉関係者	安城市民生・児童委員協議会会長	柴田 綾乃
	安城市ボランティア連絡協議会副会長	杉浦 正之
	特別養護老人ホーム安寿の郷ホーム施設長	入口 孝行
保健関係者	介護老人保健施設さとまち	福部 敦史
被保険者代表	安城市老人クラブ連合会副会長(第1部長)	富田 裕明
	安城市町内会長連絡協議会監事	杉山 睦夫
	公募市民	高橋 成行
介護サービス事業者等	ケアマネット	柴田 優子

◎会長 ○副会長

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び安城市地域包括ケア協議会 顧問

区分	職名	氏名
顧問	日本福祉大学名誉教授	野口 定久

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会事務局名簿

令和3年度

所属等	氏名	備考
福祉部長	原田 淳一郎	
福祉部次長	加藤 浩明	
福祉部高齢福祉課長	大岡 久芳	
福祉部高齢福祉課主幹	平岩 かおる	
福祉部高齢福祉課高齢福祉係長兼務補佐	黒野 修	
福祉部高齢福祉課地域支援係長兼務補佐	岡田 英生	
福祉部高齢福祉課介護保険係長	渡會 直樹	
福祉部高齢福祉課介護審査係長兼務補佐	杉浦 美佐登	
福祉部高齢福祉課介護給付係長	田中 俊介	
福祉部高齢福祉課介護保険係主事	浅井 晶子	

オブザーバー

所属等	氏名	備考
社会福祉協議会総務課長	杉本 修	
社会福祉協議会地域福祉課長	藤倉 正生	本日欠席

安城市附属機関の設置に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日安城市条例第 34 号

改正

令和 3 年 3 月 26 日安城市条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任事務)

第 3 条 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安城市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 44 号）

(2) 安城市総合計画審議会条例（昭和 40 年条例第 19 号）

(3) 安城市住居表示審議会条例（昭和 38 年条例第 28 号）

(4) 安城市青少年問題協議会条例（昭和 34 年条例第 17 号）

(5) 安城市スポーツ推進審議会条例（昭和 53 年安城市条例第 58 号）

3 この条例の施行の際現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第 4 条第 3 項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員の残任期間とする。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日安城市条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日安城市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日安城市条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日安城市条例第 50 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日安城市条例第 12 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 28 日安城市条例第 34 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 30 年 3 月 27 日安城市条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日安城市条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日安城市条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日安城市条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日安城市条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条－第 4 条関係）

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進等並びに地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項の調査審議	15 人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3 年

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則

平成 26 年 1 月 24 日安城市規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年安城市条例第 34 号）第 5 条の規定に基づき、安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 4 条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する 4 人以内の委員で組織する。

3 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

(部会長)

第 8 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を総理し、部会の議長となる。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 9 条 第 5 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条

中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 3 日安城市規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。